

議事日程（第5号）

平成28年3月18日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第16号 西都児湯公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について
- 日程第2 議案第17号 西都児湯行政不服審査会の共同設置について
- 日程第3 議案第18号 高鍋町遠距離通学生に対する通学費補助に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第19号 公聴会等に出席した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第20号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第21号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第22号 高鍋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第23号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第9 議案第24号 道路占用料徴収条例の一部改正について
- 日程第10 議案第25号 職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第26号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第27号 平成28年度高鍋町一般会計予算
- 日程第13 議案第28号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第29号 平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第30号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第17 議案第32号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第33号 平成28年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 平成28年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成28年度高鍋町水道事業会計予算
- 日程第21 発議第1号 「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議
- 日程第22 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第23 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第24 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第16号 西都児湯公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について

日程第2 議案第17号 西都児湯行政不服審査会の共同設置について

日程第3 議案第18号 高鍋町遠距離通学生に対する通学費補助に関する条例の廃止について

日程第4 議案第19号 公聴会等に出席した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第20号 高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第21号 職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第22号 高鍋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第23号 高鍋町手数料徴収条例の一部改正について

日程第9 議案第24号 道路占用料徴収条例の一部改正について

日程第10 議案第25号 職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第11 議案第26号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第12 議案第27号 平成28年度高鍋町一般会計予算

日程第13 議案第28号 平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計予算

日程第14 議案第29号 平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算

日程第15 議案第30号 平成28年度高鍋町下水道事業特別会計予算

日程第16 議案第31号 平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算

日程第17 議案第32号 平成28年度高鍋町介護保険特別会計予算

日程第18 議案第33号 平成28年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算

日程第19 議案第34号 平成28年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算

日程第20 議案第35号 平成28年度高鍋町水道事業会計予算

日程第21 発議第1号 「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議

日程第22 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第23 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第24 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

---

出席議員（15名）

1番	池田 堯君	2番	水町 茂君
3番	山本 隆俊君	5番	津曲 牧子君
6番	岩村 道章君	7番	岩崎 信や君
8番	青木 善明君	10番	柏木 忠典君
11番	後藤 正弘君	12番	中村 末子君
14番	黒木 正建君	15番	春成 勇君
16番	八代 輝幸君	17番	緒方 直樹君
18番	永友 良和君		

---

欠席議員（1名）

13番 黒木 博行君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 田中 義基君      事務局補佐 鳥取 和弘君  
議事調査係長 矢野 由香君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	島埜内 遵君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	坂本 弘志君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			森 弘道君
政策推進課長	三嶋 俊宏君	建設管理課長	恵利 弘一君
農業委員会事務局長	鳥井 和昭君	産業振興課長	川野 和成君
会計管理者兼会計課長	間 省二君	町民生活課長	杉 英樹君
健康保険課長	徳永 恵子君	福祉課長	河野 辰己君
税務課長	宮崎守一朗君	上下水道課長	吉田 聖彦君
教育総務課長	中里 祐二君	社会教育課長	稲井 義人君

---

午前10時00分開議

○議長（永友 良和） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

なお、13番、黒木博行議員から欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成28年第1回定例会には、合計30件が提出されましたが、そのうち、人権擁護委員に関すること、平成27年度補正予算については、既に先に採決が行われました。

西都児湯公平委員会の規約変更や条例廃止、条例の一部改正、条例制定、平成28年度一般会計予算案、平成28年度国民健康保険特別会計など、特別会計予算案については、所管するそれぞれの委員会での審査を終えたところです。

本日9時30分より、議長室において、議会運営委員会を開き、議員から提出されます決議について、日程に加えることを委員全員の意見の一致を見ましたので御報告いたします。

○議長（永友 良和） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、1件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり、議事を進めます。

---

日程第1. 議案第16号

日程第2. 議案第17号

日程第3. 議案第18号

日程第4. 議案第19号

日程第5. 議案第20号

日程第6. 議案第21号

日程第7. 議案第22号

日程第8. 議案第23号

日程第9. 議案第24号

日程第10. 議案第25号

日程第11. 議案第26号

日程第12. 議案第27号

○議長（永友 良和） 日程第1、議案第16号西都児湯公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更についてから、日程第12、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算まで、以上12件を一括議題といたします。

本12件は、所管事項別に各常任委員会へ付託しておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、八代輝幸議員。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） おはようございます。

平成28年第1回定例会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第16号西都児湯公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について、議案第17号西都児湯行政不服審査会の共同設置について、議案第19号公聴会等に出席した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正について、議案第20号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第

21号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部改正について、議案第22号高鍋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、議案第23号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、議案第25号職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第26号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について審査の経緯と結果について報告いたします。

なお、報告につきましては、審査部分の全ての報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

審査日時は、3月11日から土日を除く17日までの5日間、第1委員会室におきまして、要点筆記事務局長、担当課職員出席のもと、説明及び資料を提出の上、慎重に審査を行いました。

調査箇所につきましては、蚊口西の二地区津波避難タワーの建設予定地及び樋渡地区津波避難タワーの建設予定地、このたび完成しました別館です。

まず、議案第16号西都児湯公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について。本案につきましては、西都市、児湯郡の各自治体一部事務組合の10団体で共同設置した西都児湯公平委員会に、新たに川南都農衛生組合が加入することに伴い、議会の議決を求めるものとの説明がありました。委員からの質問はありませんでした。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号西都児湯行政不服審査会の共同設置について。本案につきましては、行政不服審査法の改正により、各自治体に必須設置となる行政不服審査会を西都市、児湯郡の各自治体一部事務組合の12団体で共同設置することについて、議会の議決を求めるものとの説明がありました。委員より質問はありませんでした。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号公聴会等に出席した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正について。本案につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、報告、調査等を定めた第29条の規定が第35条に規定されたため、同条例に規定する関係規定を改正するものとの説明がありました。委員からの質問はありませんでした。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について。本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準を定めた第24条の規定中、第2号部分が削除されたことにより、第6号が第5号に繰り上がったため、同条例に規定する関係部分を改正するもの、また給料の減額及び時間外勤務手当等の基礎等となる1時間当たり給与額の算定方法について、これまで国家公務員に準じて算定していたが、県内市町村の状況を参考とするとともに、県からの通

知があったことから、労働基準法に基づいた計算方法に改めるため、関係規定の第17条を改正するものとの説明がありました。委員からの質問はありませんでした。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部改正について。本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準を定めた第24条の規定中、第2号部分が削除されたことにより、第6号が第5号に繰り上がったため、同条例に規定する関係部分を改正するものとの説明がありました。委員からの質問はありませんでした。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号高鍋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について。本案につきましては、これまでも人事行政の運営等の状況については、地方公務員法の規定に基づいた項目を公表している。ただし、地方公務員法に規定する項目と条例で規定する項目の名称等の相違があった。また、地方公務員法の改正に伴い、職員の退職管理の状況が新たに追加されることに伴い、地方公務員法と同じ項目とするため、同条に規定する関係部分の改正を行うものとの説明がありました。委員からの質問はありませんでした。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について。本案につきましては、高鍋町字図電子データ化に当たり、CD-RやDVD-Rなどの電磁的記録媒体による交付手数料を新たに定めるものです。手数料の基準は、総務省を例としておりますとの説明がありました。委員より、CD-Rだけでなく、以前よりの紙媒体でも使用できるのかとの問いに、使用できるとの答弁でした。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号職員の退職管理に関する条例の制定について。本案につきましては、地方公務員法の改正に伴い、これまで国家公務員に適用されていた退職後の現職への働きかけ行為の禁止及び再就職状況の公表が地方公務員にも拡充された。また、条例の対象となる職員は課長職職員であるとの説明がありました。委員より、対象となる職員はいるのかとの問いに、現状届け出を必要とする職員はいないとの答弁がありました。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。本案につきましては、行政不服審査法の全面改正に伴い、不服申し立てには、異議申し立てと審査請求の2種類あったものが、審査請求に統一されたことにより、関係例規の文言等を改正するもの。また、審査申し出に係る関係書類の記載事項等を行政不服審査法上の審査請求に係る関連書類の記載事項等との整合性を図るために、必要な規定を追加するものとの説明がありました。委員より、審査請求はどのような人に与えられるのか

との問いに、全ての国民に与えられ、審査段階において、今までより公平性が拡充されたとの答弁がありました。また、委員より、審査請求は処分を受けた日から60日以内であったがとの問いに、90日以内に拡充されたとの答弁がありました。まとめに入り、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中、関係部分については、審査日程順に主なものを報告いたします。

最初、会計課関係です。歳入の主なものは、県収入証紙売りさばき手数料、歳出では、旅費は研修費、需用費は消耗費等、役務費は指定金融機関事務取扱手数料、口座振替手数料、窓口納付手数料を予算要求しているとの説明がありました。委員より、旅費に関する質疑で、研修会はどのような研修かとの問いに、監査及び備品管理に関する研修を考えているとの答弁でした。委員より、日銀のマイナス金利政策の影響は出ているのかとの問いに、かなり影響が出ているとの答弁がありました。

次は、議会事務局関係です。議会事務局は歳出のみであります。主なものは議会費、共済費の議員共済組合負担金、負担金補助及び交付金で、宮崎県町村議会議長会負担金などであるとの説明がありました。委員より、印刷製本費がふえているがとの問いに、議会だよりの表紙と裏表紙をカラー印刷にするため増額したとの答弁がありました。

次は、町民生活課関係です。歳入関係で主なものは、総務手数料、戸籍手数料、照明手数料などが挙げられます。次に、清掃手数料として、し尿くみ取り手数料、ごみ処理手数料、宮崎県環境整備公社貸付金元金収入などであります。

次に、歳出の主なものは、戸籍住民基本台帳費委託料として、戸籍総合システム保守委託料、環境衛生費で、西都児湯事務組合負担金、斎場分などが挙げられます。じんあい処理費として、委託料、町指定ごみ袋製造委託などが挙げられます。負担金補助及び交付金では、西都児湯環境整備事務組合負担金などが挙げられます。貸付金については、宮崎県環境整備公社に貸し付けるものであります。最終処分場費として、染ヶ岡最終処分場の施設の修繕料が挙げられます。し尿処理費として、し尿収集及び運搬業務委託料負担金補助及び交付金では、高鍋・木城衛生組合負担金などが挙げられるとの説明がありました。

委員より、ヤンバルトサカヤスデの質疑に対し、今までは個人での申請で行っていたが、28年度から公民館長経由で薬剤の購入を行い、申請の簡素化を図り、町として対策の拡充を行ったとの答弁がありました。また、3月末には宮崎県ヤンバルトサカヤスデ対策連絡会議が設置されるとのことでした。

委員より、最終処分場の修繕料についての問いに、染ヶ岡の最終処分場については、25年が経過し、ろ過機等の老朽化が進んだため、5年間で設備の修繕を行うとの答弁がありました。

委員より、旧斎場についての問いに、28年度中に解体を行うとの答弁があり、跡地については、組合にて検討するとの答弁でありました。

次は、総務課関係です。総務課関係では、歳入歳出とも前年度と比較して、津波避難タ

ワー建設事業、参議院議員選挙など、新規事業に係る予算が大きく伸びております。総務課関係の歳入全体では、前年度と比較して4,786万円の増額となっておりますが、その主な要因は、1、津波避難タワー建設事業及び防災資機材整備に係る消防費国庫補助金、2、西都児湯消費生活相談連絡会議の庶務事業に係る総務管理費県補助金、3、消防団員の活動服購入に係る消防費県補助金、4、参議院議員選挙に係る選挙費県委託金でございます。

次に、歳出についてであります。特別職、一般職の給料、手当、職員の福利厚生に関する経費、特別職の旅費や交際費などの経費、郵便料、コピー機、印刷機などの庁内全般で使用する事務経費などに関する一般管理費の総務課関係部分です。前年度と比較して、本年10月から岩手県大槌町への職員派遣に伴う旅費が増額となっているものの、全体で4,637万9,000円の減額となっています。その主な要因は、産休代替職員の減少、退職手当負担金の減額でございます。

次に、総務課で所管する基金管理経費、本庁舎の維持管理経費、高鍋町で管理する行政財産、普通財産の管理経費及び町庁舎の維持管理経費、集中管理公用車の管理経費、職員より寄附していただいた施設利用協力金に関する経費の財産管理費です。前年度と比較して376万1,000円の増額となっており、その主な要因は、庁舎別館の完成、供用開始に伴う手数料、使用料及び賃借料の増額、集中管理公用車の車検台数の増加でございます。

次に、行政事務連絡員経費、消費者行政経費、防犯経費に関する諸費の総務課関係部分です。前年度と比較して266万5,000円の増額となっており、その主な要因は、新規事業の西都児湯消費生活相談連絡会議の庶務に関する報酬、備品購入費、共済費の増額、防犯灯の修繕費用の増額でございます。

次に、交通安全に関する交通安全対策費です。交通安全施設設置工事及び修繕料が増額となっておりますが、2年ごとに実施する交通指導員研修費の減額により、前年度と比較して大きな増減はございません。

次に、選挙管理委員会の運営経費、選挙啓発経費、参議院議員選挙、町長選挙などの執行経費に関する選挙関係の予算です。平成28年度に執行される参議院議員選挙、町長選挙に関する費用が新規計上された関係で大幅に増加しております。参議院議員選挙、海区漁業調査委員会選挙については、全額県よりの委託金で賄われるとのことです。

次に、消防団員の活動、運営経費、消防車両、消防機庫の維持管理経費、災害対策等に関する消防費です。前年度と比較して4,809万9,000円の増額となっており、その主な要因は、新規事業の消防団活動服購入、消防車両購入、津波避難タワー建設、防災資機材整備、防災行政無線屋外拡声子局の増設との説明がありました。

委員より、建設管理課が庁舎別館へ移動したが、その効果については、また、1階に入った委託している団体や土地改良区からの家賃はとの問いに、庁舎別館の1階には、災害対策用の資機材があり、災害対策に即時に対応できるなど、利便性の向上が図られるとの



答弁がございました。また、包括支援センターと基幹相談支援センターについては、本来、役場が行う事業を委託して行ってもらっている関係で家賃はとっていない。土地改良区は電気料金相当分や占有面積に応じて負担をいただいているとの答弁がございました。

委員より、消費者相談センターの設置に関して、相談員の雇用についての問いに、1名は28年度に研修した職員を配置し、残りの1名は29年度に配置する予定であるとの答弁でありました。

委員より、避難タワーについての質疑に、蚊口西の二地区、樋渡地区に設置の計画との答弁があり、あわせて防災、資材等の整備を行うとの説明がありました。また、機材については講習会を予定しているとの答弁でありました。

委員より、水道事業特別会計繰出金の質疑に、消火栓472基分の維持管理費用であるとの答弁でありました。

委員より、行政事務連絡員の役割についての質疑に、広報、お知らせかなべ、その他の印刷物の配付、その他町長が必要と認めた事務との答弁がありました。

次は、政策推進課関係です。歳入の主なものは、地方揮発油譲与税、地方特例交付金、自動車重量譲与税などがありますが、地方消費税交付金については4,410万円の増額との説明でありました。

次に、地方交付税については、普通交付税は地方財政対策において、28年度は27年度に比べ減額となっているが、27年度見込みから算定し、6,960万円の増額であるとの説明がありました。また、再編交付金については、28年度が最終年度で東小学校のトイレ改修事業に充当するとの説明でありました。財政調整基金繰入金は財政調整のため計上するもので、ふるさとづくり基金繰入金は学校備品や子育てに係るもの、消防団員制服購入費等に充当するためとの説明がありました。臨時財政対策債は、国の地方財政対策から減額としており、町債の総額では、庁舎別館建設事業などが終了したことにより、27年度と比較して減額となっているとの説明がありました。

歳出関係の主なものとしては、財政管理費のふるさと納税返礼品、企画費の負担金補助及び交付金として、高鍋城灯籠まつり、高鍋未来づくり事業補助金などの説明がありました。また、活性化推進事業費として、企業誘致コーディネーター謝金、包括的連携事業協力謝金、工事請負費として、※嶋田圃場跡地整備工事などがあります。

次に、諸費の委託料として、町内巡回バス運行委託などが挙げられるとの説明がありました。電算化推進費の主なものは、マイナンバー制度システム改修委託、電算機、プリンターなどの借り上げ料などであるとの説明がありました。28年度は、経済統計調査費も計上するとの説明がありました。元金の償還金利子及び割引料は、政府資金や公営企業金融公庫などから借り入れた町債元金の償還金を計上し、利子についても町債利子償還金予算を計上しているとの説明でありました。

委員より、マイナンバー制度についての住民への周知及び理解はどこまで進んでいるのかとの問いに、リーフレットの全戸配付や出前講座、婦人部長会での説明など、積極的に

※後段に訂正あり

実施しているとの答弁がありました。

また、個人情報セキュリティの問いに、パソコンに対しては認証システム、ICカード及びパスワードにてセキュリティ向上を図り、USBを登録制にするなど、強化対策を行い、個人情報については、インターネット接続を行わないようにするなど、不正行為やサイバー攻撃を未然に防ぐ対策を今年度から来年度に行うとの答弁でありました。

委員より、包括的連携事業についての問いに、宮崎産業経営大学と包括的連携をすることとしており、具体的にどのような取り組みを進めていくかについては、今後大学と協議していくが、大学の持つノウハウや専門性を活用し、本町のまちづくりに生かせるよう積極的に連携を図っていききたいとの答弁でありました。

委員より、再編交付金についての継続についての問いに、要望活動は行っているが、町当局には明確な回答はないとの答弁でありました。

委員より、おとし滞在施設設置事業についての問いに、本町への移住を希望する方に対し、本町での生活を体験していただくためのおとし滞在用の住宅として、役場本庁舎南側にある住宅を改修するとの答弁でありました。

次は、上下水道課関係です。歳入関係では、合併処理浄化槽の説明があり、ことしは60基予定しているとのこと、国2分の1の補助、県が4分の1の補助との説明がありました。

歳出では、合併処理浄化槽の5人槽が49基、※7人槽が11基、10人槽は1基の合計60基今年度は予定している。単独浄化槽の撤去費用は、上限10万円の補助があり、26年度から行って3年目との説明がありました。

委員より、合併処理浄化槽進捗率はどの問いに、公共下水道と合併処理浄化槽をあわせた生活排水処理率は五十数%です。残りの四十数%が単独浄化槽とくみ取りとの答弁がありました。

次は、税務課関係です。歳入関係では、町民税は増収、法人町民税では法人割の税率が14.7%から12.1%に引き下げられたことにより減収、固定資産税では土地、家屋、償却資産ともに増収であり、家屋については、27年新築件数が117棟増収、軽自動車税では2輪車に係る税率の引き上げによるものと、4人乗用車の増加により増収、町たばこ税では三級品たばこの消費本数の増加傾向により増収、税率の高いたばこの消費本数の減少傾向により減収、トータルでは減収との説明がありました。

歳出では、税務総務費で、職員の給料手当、共済費などが主なものである。また、賦課徴収費では、平成30年度評価がえに向け、固定資産評価業務委託、滞納整理システム保守業務委託などの委託料が主なものであるとの説明がありました。

また、審議の中で委員より、平成27年度の現時点での税の収納率は何%かとの問いに、3月14日現在の現年度分の収納率は、住民税90.38%、固定資産税96.79%、軽自動車税は97.64%、国保税91.18%、過年度分の説明では、住民税31.8%、固定資産税13.89%、軽自動車税は29.48%、国保税が27.19%との説明があ

※後段に訂正あり

りました。

以上で、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、審査を終了し、討論を求めましたが討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（永友 良和） 済みません。しばらく休憩いたします。

午前10時35分休憩

.....

午前10時38分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） 訂正を2箇所お願いいたします。

政策推進課関係の中で、嶋田「ほば」と言ったそうですが、嶋田「ほじょう」が正しいということで訂正いたします。

もう1件は、上下水道課関係で7人槽が11基と言ったそうですが、10基が正しいそうです。訂正いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、総務環境常任委員長の報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第16号西都児湯公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号西都児湯行政不服審査会の共同設置について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号公聴会等に出席した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第20号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第21号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号高鍋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号職員の退職管理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 先ほど、報告の中で、建設管理課が第2庁舎ということになったんですけども、そこの中に入っております、本来役場が行う業務についての委託については、家賃はとらないという報告があったと思います。その報告の中で、やはり私がちょっと気になるのは、本来役場が行う業務でありというところが非常に気になったんですね。でも、これは委託料を出していないわけではなく、ちゃんと委託料というのもしっかりと出しておりますので、そこのところもきちんと明確に分けたほうが私はいいんじゃないかなとちょっと思いましたので、その辺のところの議論がどうなされたのか、そこのところだけお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（永友 良和） しばらく休憩いたします。

午前10時40分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。委員長。

○総務環境常任委員会委員長（八代 輝幸君） お答えします。特別に議論はしておりません。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。

平成28年第1回高鍋町議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案は、議案第23号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について中関係部分、議案第24号道路占用料徴収条例の一部改正について、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中関係部分についての3件であります。

その審査と経過及び結果について、御報告いたします。

なお、報告につきましては、審査部分の全ての報告ではなく、特徴的な部分だけの審査報告とし、割愛する部分もありますので、御了承ください。

日時は、3月11日から17日までの5日間、第3委員会室にて、産業建設常任委員が出席し、執行部当局に、担当課関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

現地調査は、産業振興課関係では、羽根田排水路のり面工事箇所、建設管理課関係では、馬場原松ヶ鼻線、坂本古河線の測量設計2箇所を調査しました。

初めに、議案第23号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について中関係部分について、建設管理課から新旧対照表により図面作成単価の高騰により、町の縮尺図等の交付手数料の1万分の1縮尺図500円を1,400円に、1万分の1縮尺図、都市計画図、多色刷り2,000円を2,900円に改正するものとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、住民への周知についての問いに、建設管理課カウンターと町民生活課に表示するとの答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく、採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号道路占用料徴収条例の一部改正について、建設管理課から新旧対照表により、県の改定に伴って本町もあわせて改正を行うもので、平成28年4月1日改正予定の市町村は全て県にあわせているとの説明を受け、質疑を行いました。

委員より、占用料の種類と徴収件数についての問いに、九州電力電柱1,118本、西日本電柱770本、その他公衆電話、自動販売機、NTT光ファイバー、配水管占用との答弁でした。

質疑が終わり、討論はなく、採決に入り、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中関係部分について、初めに上下水道課では、土木費のうち、都市下水路費と公共下水道費について説明を受け、質疑を行いました。

委員より、都市下水路しゅんせつ工事箇所はの問いに、上江、下火月の2路線との答弁でした。

委員より、条例により年1回しゅんせつすることになっているが、住民要望対策はの問

いに、要望に応じて除草や枝打ち等で対応しているとの答弁でした。

次に、産業振興課です。まず、歳入は、分担金では、基幹水利施設管理分担金、農業基盤整備促進事業分担金が主で、使用料はR Vパーク使用料、農産物加工施設使用料で、手数料は鳥獣飼養手数料で、県補助金では経営所得安定対策推進事業費補助金、多面的機能支払交付金、県単独土地改良事業補助金、農地耕作条件改善事業補助金、青年就農給付金、農業基盤整備促進事業補助金などである。委託金は埋却地再生整備事業委託金、松くい虫薬剤防除事業委託金が主で、諸収入では、中小企業融資資金貸付金元利収入、交流ターミナル運営資金貸付金元金収入などとの説明を受け、歳出では、農業総務費は、職員12名分の給料や職員手当、共済費などで、農業振興費は宮崎特産野菜価格安定対策事業負担金、環境保全型農業育成支援事業補助金などで、新生産調整対策事業費は、高鍋町緊急生産調整対策推進事業補助金等が主で、畜産業費は埋却地再生整備工事が主である。

次に、農地費は、越ヶ溝排水路布設工事、羽根田排水路のり面工事、一ツ瀬川土地改良事業費、尾鈴地区土地改良事業費、一ツ瀬川営農飲雑用水事業費、一ツ瀬川地区基幹水利施設管理事業費、国土調査費などである。

地域振興費は残留農薬調査費が主で、農村施設費は防災ダム費、交流施設費で、農村公園管理費では、めいりん公園トイレ、長法寺公園階段の改修工事との説明を受け、次に、農政企画費は新規就農者支援事業、地域農業リーダー経営安定支援事業、産業後継者親元就業支援補助金などが主である。

林業総務費は、有害鳥獣捕獲班活動支援事業補助金や、野生鳥獣被害防止捕獲支援補助金などで、林業振興費は、主に松くい虫薬剤防除、薬剤樹幹注入委託などである。

水産業振興費は、アユ、サザエ、アワビの放流委託が主である。

商工業振興費については、商店街にぎわい創生事業補助金、まちなかチャレンジショップ事業補助金、商店街まちなみ景観形成事業補助金、中小企業預託貸付金などである。

次に、観光費は、高鍋町観光協会補助金が主で、観光パンフレット1万冊の増刷、西都児湯観光ネットワーク負担金などで、そのほか農地災害復旧費、農業用施設災害復旧費の説明を受け、質疑に入りました。

委員より、中小企業融資資金貸付制度の仕組みと実績についての問いに、高鍋町中小企業特別融資制度要綱及び高鍋町小口零細企業融資制度要綱に基づいて融資をしており、平成27年度は小口零細企業融資7件との答弁でした。

委員より、R Vパーク使用実績はの問いに、18件48名の利用で3万4,000円の収入との答弁でした。

また、埋却地再生整備事業委託金についての問いに、工事後の湿地状態などの解消対策との答弁でした。

また、優良雌牛導入事業補助金の県認定、牛の補助基準はの問いに、品評会同等の優良牛との答弁でした。

また、越ヶ溝排水路布設工事後の管理はの問いに、一ツ瀬川土地改良事業が管理すると

の答弁でした。

また、地積図修正業務委託はの問いに、年に1、2件の相談や問い合わせがあるとの答弁でした。

また、残留農薬調査回数についての問いに、めいりんの湯農産物について年3回との答弁でした。

また、防災ダム調査委託についての問いに、監視機器しゅんせつの事業申請のための調査との答弁でした。

また、蚊口墓地枯れ松伐倒駆除委託について、今後は蚊口墓地管理組合構築の検討をすべきではとの意見がありました。

また、アユ、サザエ、アワビ放流の効果はの問いに、アユは量がふえている。サザエは確実に成長し、アワビも成長しているが明確な効果は確認できていないとの答弁でした。

また、商店街まちなみ形成事業補助金の利用しやすい方向での見直しについての問いに、ある程度浸透はしてきているが、今後協議検討したいとの答弁でした。

また、海水浴場トイレ清掃委託の中に見回りも検討してはの問いに、仕様書の見直しを検討したいとの答弁でした。

また、観光協会補助金増額の理由はの問いに、花守山を活用した観光PRのイベントなどの支援との答弁でした。

委員より、尾鈴地区土地改良事業負担金が計上してあるが、予算額どおりの事業確保はできるのかの問いに、県の国への要望額をもとに算出された負担金を計上しているとの答弁でした。

次に、農業委員会です。歳入の主なものは、農業費補助金の農業委員会等交付金、機構集積支援事業補助金で、農業費受託事業収入として、農業者年金業務委託金等を計上している。歳出の主なものは、農業委員13名、農地相談員1名の報酬、職員の給料など、パートの賃金、報償費は農地利用調査謝礼、旅費では農業委員による視察研修費、役務費では農地利用意向調査費の郵便料、切手代との説明を受け、質疑を行いました。

委員より、農地集積は進んでいるのかの問いに、平成28年3月現在、集積率37.2%の答弁でした。

また、非農地証明の非農地判定についての問いに、申請により、まず事務局で判断し、事務局2名、農業委員3名で現地調査をして、総会にかけ、地区担当の委員にも意見を求め決定するとの答弁でした。

また、遊休農地データの構築はの問いに、随時図面に落としてパトロールしているとの答弁でした。

また、農業者年金業務委託金算出の問いに、農業者年金受給権者数などにより積算されるとの答弁でした。

また、農地あっせん委員会予算の内訳についての問いに、1回につき報償費2,500円支給の農業委員2名分で、回数は10回との答弁でした。

また、先進地視察についての問いに、主に遊休農地対策や農業者年金業務に特化しているところを農業会議に紹介を受け、研修しているとの答弁でした。

また、高鍋町農業後継者結婚相談連絡協議会の実績についての問いに、ひまわりイベントでカップルは誕生している。要綱に基づき祝い金が支給されるが、実績は余り上がっていないとの答弁でした。

委員より、遊休農地の利用意向調査についての問いに、251通出して返送34通、返信108通で、109通返信されていない。また、意思の表明等がなく、6カ月経過した場合は、農地中間管理機構と協議することになるとの答弁でした。

最後に建設管理課です。歳入は、高鍋駅前駐輪場の使用料、九電、NTTからの道路占用料、公営住宅の使用料、国庫補助金では社会資本整備総合交付金事業55%補助で、蚊口・下屋敷線などの整備、新宮田橋などの橋梁修繕で、住宅費補助金は、持田団地の公営住宅家賃低廉化事業45%補助、空き家実態基礎調査50%補助で、国庫支出金の土木費委託金は、小丸川・宮田川水系の国交省管轄11箇所の水門操作委託金で、県補助金は木造住宅耐震化リフォーム事業で、県支出金の土木委託費は、切原川・宮田川陸閘水門の県管轄10箇所の水門操作委託金との説明を受け、歳出は、商工費では、高鍋駅前駐車場の管理費で、土木費の土木管理費は、建築専門研修のための旅費、建築物耐震改修等事業補助金は耐震診断5件、耐震改修工事3件、耐震改修設計3件で、道路橋梁費の道路維持費は、道路側溝維持補修、樹木伐採手数料、道路維持管理委託6箇所の工事請負費で、道路新設改良費の町単独改良費は5箇所の工事請負費で、社会資本整備総合交付金事業の委託料は橋梁修繕設計3箇所、橋梁点検30箇所、工事請負費は5箇所、公有財産購入費は天神鶴・茂広毛平付線との説明でした。

河川費の水門操作委託は建設業協会高鍋支部に、工事請負費は排水路しゅんせつ、脇地区急傾斜崩壊対策事業負担金は県の工事の10%で、都市計画費の総務費は積算システム手数料が主で、公園管理費は公園施設補修、樹木伐採手数料、草刈機購入が主で、景観費は景観づくり奨励記念品で、住宅管理費は住宅維持修繕料が主であるとの説明でした。

また、工事等については、地図を見ながら場所の確認を行い、そのほか災害復旧費の説明を受け、質疑を行いました。

委員より、公営住宅使用料過年度分は平成27年度より税務課一括徴収になっているが、審査については検討すべきではの問いに、上部及び関係課と協議するとの答弁でした。

また、空き家実態基礎調査の基準はの問いに、国土交通省住宅局の住宅不良度判定の手引きを参考に、調査及びカルテを作成管理し、意向調査まで行いたいとの答弁でした。

また、委託先はの問いに、専門のコンサルタントを考えているとの答弁でした。

また、駅前自動車等駐車場の駐車可能台数と定期購入者数はの問いに、66台駐車可能で、現在44名が定期購入者との答弁でした。

また、定期持ちでない駐車可能台数がわかる表示をとの要望がありました。

また、道路維持費の増額は継続するかの問いに、地区の要望に早く応えられるよう、予



算確保に努めたいとの答弁でした。

また、公園のトイレ清掃委託は週何回なのかの問いに、うからの里に委託で週1回と週2回のところがあるとの答弁でした。

また、環境美化と維持管理のため、見回りをふやしたらとの要望がありました。

また、景観づくり奨励記念品についての問いに、図書カードで参加賞は鉛筆などとの答弁でした。

また、景観整備機構補助金はこの問いに、宮崎県建築士会への補助金との答弁でした。

委員より、道路等環境整備嘱託員の仕事についての問いに、毎日巡回のパトロール、簡易な道路補修、草刈りなどとの答弁でした。

また、公園管理について、環境の面からも柵があるところは、年次的に樹木撤去をしてはの問いに、検討していきたいとの答弁でした。

また、樹木伐採手数料について、地権者との交渉はこの問いに、積極的に行っているが、道路管理上やむを得ない場合もあるとの答弁でした。

また、商工費の自転車廃棄手数料について、年間廃棄数はこの問いに、年間15台くらいとの答弁でした。

委員より、建築職員の研修についての問いに、小平市にある全国建設研修センターで2名参加し、5日間専門的研修を受けるとの答弁でした。

また、脇地区傾斜地崩壊対策事業の最終年度はこの問いに、平成30年との答弁でした。

質疑が終わり、反対討論があり、採決に入り、反対全員で否決すべきものと決しました。以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第23号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第24号道路占用料徴収条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 聞き漏らすといけませんけど、今、27号全員で否決ということですが、そういうことでもいいんですかね。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） お答えします。報告のとおりです。

○議長（永友 良和） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 今、委員長が関係部分が大変詳しく報告されたわけですね。当初予算ですから、この産業建設関係は、町民の皆さんが大変期待されている部分が農林水産費とかそういう関係とか、商工会費関係とか、また土木費関係等々が、温泉などでもすがお年寄りの、大変重要なことが組み立てられているわけですね。これを否決されたというのは、主な要因は何なのかお尋ねしたいと思います。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） お答えいたします。

お2人の方から反対討論がありました。要因につきましては、お1人の委員は、一ツ瀬川土地改良区に貸し付けております貸付金に関して、本年度は3,000円収入の予定で、昨年度は1,000円、8,000万円相当の貸付金がありながら、本来これは土地改良区が払わなければならないものであって、ましてや債権の担保すべき連帯保証人が欠如しているにもかかわらず、補充もなされていない状況を見ると、債権を放棄したとしか言えず、到底容認できるものではない、よって反対とするということは1人の委員です。

あと、お1人の委員は、本会議場で討論をするということでございました。

以上です。

○議長（永友 良和） 10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 私はこの当初予算、大変大事な予算だと思っているわけですが、今お聞きしますと、部分部分、一部っていかそういう形のございますけれども、当初予算ですから、修正案を出そうという考え等はなかったのかお尋ねします。

○議長（永友 良和） 委員長。

○産業建設常任委員会委員長（青木 善明君） お答えいたします。ございませんでした。

○議長（永友 良和） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。11時15分より再開いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、津曲牧子議員。

○文教福祉常任委員会委員長（津曲 牧子君） おはようございます。

平成28年第1回定例会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第18号高鍋町遠距離通学生に対する通学費補助に関する条例の廃止について、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中、関係部分についての2件です。その審査の経

過と結果を御報告いたします。

なお、報告は審査の全ての報告ではなく、主な部分の審査報告といたします。

審査の日時は3月11日から17日のうち4日間、第4委員会室において文教福祉常任委員全員が出席し、担当課長関係職員の出席のもと、議案の説明を受け審査を行いました。

また、調査は、わかば保育園、高鍋町高齢者等多世代交流拠点施設、平成28年に開所予定の小規模多機能型居宅介護施設建設予定地の3箇所を調査いたしました。

まず、議案第18号高鍋町遠距離通学生に対する通学費補助に関する条例の廃止について、教育総務課より補助金交付要綱を定めるために廃止するもので、対象となる地区の小中学生はバス定期費用年間分の2分の1を補助、中学生は2万円を上限とした通学用自転車購入費用を補助するとの説明でした。

委員より、条例の廃止日と交付要綱の施行日についての問いに、可決になれば平成28年4月1日からの施行となるとの答弁でした。

以上、質疑が終了し、討論を求めましたが討論はなく、採決に入り賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中、関係部分について、町民生活課関係です。国民年金事務費ですが、歳入は国民年金事務取扱交付金で計上し、歳出では職員1名分の給与と臨時職員が通年で1名、繁忙期の一般事務雇いの賃金、コピーチャージ料、プリンター保守点検手数料等との説明でした。

委員より、臨時職員の資格は必要かとの問いに、特に必要はなく窓口での対応の仕事になるとの答弁でした。

次に、教育総務課関係です。事務局費の中で姉妹都市交流事業費は、東西小学校6年生児童による姉妹都市交流事業に係る予算で、米沢市からの訪問団を受け入れ交流を深めるもので、7月に3泊4日の交流を予定しているとの説明でした。

教育振興費の中で外国人指導助手活用事業の特別旅費は、指導助手の帰国旅費と来日した助手のオリエンテーション旅費を計上しているとの説明で、また、教育委員研修はICT導入先進地視察で、佐賀県内を予定しているとの説明でした。

委員より、外国人指導助手はどのように決められているのかとの問いに、外国青年招致事業により受け入れて、学校での授業の進め方など具体的な研修を受けているとの答弁でした。

問題を抱える子ども等の自立支援事業費では、県の補助事業であったスクールアシスタント事業が27年度で終了となり、町単独事業として継続して事業を行うもので、訪問支援員がより学校のニーズに合わせた幅広い活動を行っていくとの説明がありました。

委員より、訪問支援員はどんな活動をしているのかとの問いに、不登校児童生徒の対応や学習支援を行っている、今後も継続していくとの答弁でした。

次に東西小学校の学校管理費の事務雇いでは、特別な支援を必要とする児童が増加傾向にあり、現状では学級運営が困難になっている状況であることから、生活支援員を各校

1名増加し特別支援の強化を図るための増額であるとの説明でした。

また、教育振興費の中で、遠距離通学費補助金として、小学生は通学距離が4キロ以上の児童、中学生は6キロ以上の生徒を対象に補助していたものを、特定の地区から通学する児童生徒へ補助するもので、東小11名分、西小42名分、東中3名分、西中29名分をそれぞれ計上したとの説明でした。

委員より、補助する中学生の通学用自転車購入の時期はとの問いに、購入時期についてはおおむね半年前からの補助を考えているとの答弁でした。

また、東西中学校の授業用消耗品購入費は、4年に1度の教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書及び指導用準拠教材の購入のため増額になっているとの説明がありました。

次に、社会教育課関係です。新規事業として中央公民館直流電源装置更新事業は、直流電源装置が33年経過していて劣化が進行し、部品の多くが製造中止となり、安全上問題があるとの指摘もあり、更新が必要となり計上するとの説明でした。

次に、蚊口地区学習等供用施設空調整備改修工事は、施設の2階部分の空調機の故障により改修するための工事費を計上するとの説明でした。

社会教育費の負担金補助及び交付金では、平成28年8月に開催予定の宮崎県レクリエーション祭in高鍋は、宮崎県レクリエーション協会加盟団体の会員約300人が参加予定で、会場は総合体育館、四季亭を予定しているとの説明でした。

次に、歴史総合資料館費ですが、歴史総合資料館開館30周年特別展開催事業として、町内在住の写真家、石井正敏氏の写真約200点を展示し、作品借用謝礼とポスター印刷費を計上しているとの説明でした。

家老屋敷屋根改修事業は、平成27年度に続き黒水家の屋根改修を実施するもので、28年度は屋根解体とカヤふきかえ作業を実施予定との説明があり、委員より、カヤは何年もつのかとの問いに、カヤは20年くらいもつと考えている、平成4年から平成6年に整備して、平成7年度から一般公開をしているとのと答弁でした。

美術館多目的ホール音響整備改修工事は、老朽化のため機能していない部分があり、現代に合わせた機器への移行が必要であり、改修工事を行うとの説明、また、展示室のスポットライトをLEDにかえることで電気料金の減額が見込めるとの説明でした。

スポーツコーディネーター設置事業は、少子化問題により団体競技の種目の減少や少年団の加入減少傾向、指導者の確保などの課題を洗い出し、スポーツ環境の強化を図るために専門的知識のある人材をコーディネーターとして設置するとの説明でした。

委員より、どのような人材を考えているのかとの問いに、スポーツに精通していて業界に詳しい人を検討しているとの答弁でした。

総合体育館つり天井調査設計委託事業は、大震災以来大型施設のつり天井の対応が求められる中で、町内体育館では総合体育館だけがつり天井であり、また、平成38年に宮崎国民体育大会の開催が計画されていることから、その対策として基本計画をつくり、今後総合的に検討していくとの説明でした。

委員より、どれくらいの期間がかかるのか、また予算額はこれぐらい必要なのかとの問いに、基本的な考えをまとめて実施設計に入り、つり天井の調査から入り、将来的なことも考えての設計委託であるとの答弁でした。

また、委員から、大型施設のつり天井は大震災以来対応が求められているが、この時期になった理由はとの問いに、町としても順次改修を行うよう計画されているが、学校教育施設を優先して改修等を行っているため、28年度に設計を委託するとの答弁でした。

次に、健康保健課関係です。民生費のうち社会福祉費の主な事業として、緊急通報システム事業は、身体上、精神上等の理由により日常生活に支障のある高齢者等の世帯に対し、緊急通報装置を貸与する。対象者を拡大し、高齢者等の安全の確保と精神的不安の解消を図るとの説明でした。現在は16人の利用があり、月額利用料2,268円の1割あるいは3割をいただいているが、拡大分については2割あるいは5割の自己負担を考えているとの説明でした。

委員より、緊急時の対応についての問いに、コールセンターにつながり状況に応じて登録支援員に訪問してもらい安全確認するもの、また、対象になる人は65歳以上の世帯で、今後包括支援センターやお知らせかなべ等での周知をしていくとの説明がありました。

地域医療介護総合確保基金事業費補助金は、施設開設を予定している小規模多機能型居宅介護事業所の開設に要する経費の一部を補助し、高齢者が住みなれた地域で生活できるサービスを提供するために計上するものとの説明がありました。

委員より、場所と今後の予定はとの問いに、場所は南高鍋で既に造成中であり、年度内に着工し、登録定員は25人の施設で、28年度にはサービスを開始する予定との答えでした。

保健衛生総務費の負担金及び交付金では、救急医療施設等運営費のうちドクターヘリ運航経費は、県の地域医療再生基金での対応が平成27年度で終了するため、一部経費を市町村が負担することとなったため、人口割、均等割で算出された負担金を計上するとの説明でした。

委員より、どのくらいの要請があるのかとの問いに、東児湯消防組合消防本部管内で、平成24年度44件、25年度66件、26年度67件の要請があったとの説明でした。

健康管理システム保守点検料、リース料は、番号法が制定され母子保健と予防接種との情報連携が始まるために、新しいシステムが必要となるための計上であるとの説明でした。

健康推進事業費の健康づくり計画は、計画期間が平成24年度から33年度となっていて、平成28年度が5年目となり中間見直しをするため、委員会の開催とアンケート実施の費用を計上しているとの説明でした。

母子衛生費の不妊治療費等助成金は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減と、子どもを安心して産み育てることができる環境整備を推進する目的で、県に準ずる形で要綱を定めていくという説明でした。

委員より、周知の方法はとの問いに、対象医療機関に周知するほか、お知らせかなべ

等で情報提供をしていくとの答弁でした。

健康づくりセンター費のうちプール施設管理運営は、株式会社イーストリバーの委託が2年目となり、プールの管理運営をしているとの説明でした。

次に、福祉課関係です。民生費の占める割合が増加の傾向にある中で、社会福祉費の障害福祉費の扶助費の増額は、障害福祉サービス、障害児通所サービス、日中一時支援、計画相談支援等の利用者の増加によるものとの説明でした。

新規の高鍋町地域福祉計画策定事業は、平成27年度からの2カ年計画で、27年度には住民アンケート調査等を実施、28年度には策定委員会を設置し、地域に根差した地域福祉計画を策定するものとの説明でした。

戦没者追悼式事業は、戦没者慰霊祭を戦没者追悼式方式に変更し、会場は中央公民館ホールを使用し、8月15日に行うとの説明でした。

社協塾については、塾に行かせる余裕がない等のひとり親等の世帯を支援するため、小学5、6年生、中学1、2年生を対象とした学習支援を行うもので、県社会福祉協議会のモデル事業として行っていたが、この事業が終了したため来年度から町が行うとの説明でした。

平成28年度の年金生活支援臨時福祉給付事業費等は、消費税の引き上げによる低所得者等の生活への影響を緩和するために、事業が継続となったとの説明がありました。

福祉センターは、施設全体が老朽化しており、特にトイレは漏水、異臭があり、利用者から改善の声があり、トイレの改修工事を行うとの説明でした。

障害福祉費の地域生活支援事業では、精神保健福祉ボランティア養成事業として、将来的には傾聴ボランティアや地域における居場所づくりの担い手など、広く精神保健分野で活躍できる人を育成する事業との説明でした。期間は3年、対象者は各年度15人を見込んでいるとの説明がありました。

障害福祉費の訓練等給付費は、一般就労が困難な障害者に就労の機会や生産活動の機会を提供するための経費との説明があり、委員より、就労支援の事業所の支援の概要はどの問いに、町内にはA型はぐらんま茶寮、サンプラスの2業所があり、B型もしろはと工房とうからの里の2業所があつて、それぞれ接客や調理、自動車部品の組み立て、農作業、パッキンはずし等の軽作業を通じた訓練行っているとの答弁がありました。

児童福祉費のうち子育て支援情報発信事業は、スマートフォンアプリを活用しての事業で、地方創生交付金を活用予定との説明でした。

委員より、どのように活用するのか、効果はあるのかとの問いに、子育て世代の約8割が所有していると言われるスマートフォンなどの携帯端末に向けてさまざまな子育てに関する行政サービス情報を届けるものであり、保護者にとって安心して子育てをしていく体制を構築できるとの答弁でした。

地域型保育事業費は、市町村が認可した3歳未満児を対象とした19人未満の小規模保育施設に運営費を支給するものとの説明がありました。

委員より、どんな経緯で認可したのかとの問いに、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、町が定めた運営基準に適合した施設であるためとの説明でした。

一時預かり事業補助金の増額については、新制度に伴い新たにメニューが追加された事業を明倫保育園が実施予定であるとの説明でした。

わかば保育園駐車場改修及びフェンス張りかえ工事は、現在出入り口が狭く駐車スペースも狭いため、出入り口の改善と駐車スペースの整備を図るとの説明でした。

委員より、どのように改善できるのかとの問いに、町道に沿ったフェンスを撤去し出入り口の開口を拡張する、自転車小屋と倉庫を撤去して門扉を2箇所を設置し、防犯対策と保育スペース、駐車場の区分けを図るとの説明がありました。

以上、質疑が終了し、討論を求めましたが討論はなく、採決に入り、賛成全員で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第18号高鍋町遠距離通学生に対する通学費補助に関する条例の廃止について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第16号西都児湯公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を起立によって採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第16号西都児湯公平委員

会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び西都児湯公平委員会共同設置規約の変更に  
ついては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号西都児湯行政不服審査会の共同設置について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決で  
す。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第17号西都児湯行政不服  
審査会の共同設置については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案18号高鍋町遠距離通学生に対する通学費補助に関する条例の廃止について、  
これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案18号高鍋町遠距離通学生に対する通学費補助に関する条  
例の廃止について、賛成の立場で討論を行います。

遠距離通学児童に関しては、議員になった当初より、できれば全額助成していただきた  
いとの要望をしまりました。今回は条例を廃止し、規約において柔軟な対応が可能と  
なります。

年々減少する子どもですが、まち・ひと・しごと総合戦略では少子化に歯どめをかけた  
いとする国の意向を受け、高鍋町でも今取り組んでいる最中です。持田団地などについ  
ては校区変更もあり距離は短くなりましたが、鬼ヶ久保、俵橋、牛牧、中尾、小並地区な  
どの上の台地から通学される子どもさんは、その費用負担だけでも大変です。負担軽減を  
図るための条例廃止と考え、賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第18号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決で  
す。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第18号高鍋町遠距離通学



生に対する通学費補助に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号公聴会等に出席した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第19号公聴会等に出席した者に対する実費弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第20号高鍋町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第21号職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例及び高鍋町災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号高鍋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第22号高鍋町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号高鍋町手数料徴収条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第23号高鍋町手数料徴収条例の一部改正については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号道路占用料徴収条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決で

す。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第24号道路占用料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号職員の退職管理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第25号職員の退職管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第26号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算に対し、反対の立場で討論を行います。

この予算の中には、子育て支援策として医療費助成を初め、環境に関すること、福祉予算など賛成できる部分や、住民の暮らしに必要な部分についてはたくさんあることは承知

をしているところでございます。国は三位一体改革後、地方分権法制定などにより、地方自治体独自で運営可能な税務方式提案などを示しましたが、相変わらず国の法人税減税に伴う地方自治体における法人税分の減少、引きかえ、固定資産税、消費税等の庶民負担は大きくなり、地方自治体の格差はますます開いています。国の法律改正だから仕方がないとだけは言っていない状況が、目の前に存在します。

昨今、貧困自治体指数が示されました。それによると、宮崎県だけでなく低い自治体が半数を占めています。農業者は特に、自然環境に左右されるとはいえ、非常に後継者をつくりたくないという状況があります。第一次産業の疲弊は、高鍋町にとって非常に重要な問題です。6次産業などへの取り組みは、喫緊の課題と言えます。

また、この予算で見ると、道路予算が昨年と比較して約3倍となっています。至るところでひび割れている道路を見ると、住民要求から考えると、確かに修復しなければとの思いがありますが、これは20年前から要望されてきた箇所がほとんどのような気がします。

また、排水路のしゅんせつなどに関しても、町長の近くから、最初から始めるという取り組みでした。ようやく道具小路、宮越地区などへ広がりを見せつつあります。高齢化社会となり、今まで地域で泥上げなど排水溝の清掃はできていましたが、これからは困難な状況となることは目に見えています。必要な費用は増加する一方、歳入は大幅な増は見込めないとすると、バランス的にどのような財政運営をするべきなのか、首長の手腕が問われています。

来年は町長選挙です。私の一般質問に対し、町長は選挙のための政策は行わないと断言されました。高鍋町は観光資源としてだけではありませんが、四季彩のむら、湿原を初め、整備が行われてきました。何となく点整備だけで尻切れトンボみたいな、何となく計画性のないまちづくりが高鍋町を疲弊させてきたとは考えられないでしょうか。

花守山も、ことしで整備予算は終わります。トイレなどの維持管理費だけでなく、お客さんが来ていただける状況になるまでまだまだ時間が必要ですし、町への効果は予測できません。ゲリラ豪雨時にどのような問題が生じるのか、まだまだ波乱含みです。

心配だけでも仕方がありませんけれど、とにかく点を線でつなぎ面として、高鍋町全体にその効果が見られること、そのことを期待しながら反対の討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、柏木忠典議員。

○10番（柏木 忠典君） 私は、本予算案に賛成の立場で討論をいたします。

私は、この予算案が必ずしもベストの予算であるとは考えませんが、ベターな予算であると受けとめております。現在の当町の置かれている厳しい財政事情下にあつては、住民の皆さんの全てが満足する予算を編成することは不可能であることは、どなたも御理解するところであろうと存じます。

財源が乏しいだけに、また、限られた財政の中に、行政サービスの大幅な拡大はありませんが、このような中にあつても町長が施政方針で述べられましたように、世代を担う人

づくり、安全・安心なまちづくり、元気なまちづくりの3つを重点施策として、平成28年度の当初予算案の中身にも十分に組み込まれていると思います。

予算の中身を見ましても、新規事業として、総務費では事務局員を置き、消費者行政を推進する事業や、移住を推進するためのお試し滞在施設設置事業、民生費では高齢者の生活を支援する年金生活者等支援臨時福祉給付金事業や、精神保健福祉ボランティア養成事業、また、子育て世代を支援する子育て情報発信事業や、ひとり親家庭等日常生活支援事業、衛生課におきましては不妊治療費等助成事業、健康管理システム導入事業、農林水産事業費につきましては新規就農者支援事業、地域農業リーダー経営安定支援事業、また、高鍋防災ダム調査事業、土木費では空き家実態基礎調査事業、消防費では災害対策として避難津波タワー建設事業や小型ポンプ積載車購入事業など、また、教育費では教育環境を整える西小学校第3棟トイレ等実施設計事業、スポーツコーディネーター設置事業や総合体育館つり天井調査事業など、一般会計全体で含めまして、計41の事業が計上されているところでございます。

住民の皆さんの福祉公助のために欠かせない、大事な積極的な予算であることを思っております。また、職員の皆さんの常日ごろからの努力と、きめ細かな配慮が随所に伺われているところであります。

なお、今後とも職員の皆さんのさらなる努力を期待し、平成28年度一般会計当初予算案に対し賛成の立場で討論いたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第27号を起立によって採決いたします。本案に対する総務環境常任委員長及び文教福祉常任委員長の報告は可決、産業建設常任委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第27号平成28年度高鍋町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

○議長（永友 良和） 再開いたします。

日程第13. 議案第28号

日程第14. 議案第29号

日程第 15. 議案第 30 号

日程第 16. 議案第 31 号

日程第 17. 議案第 32 号

日程第 18. 議案第 33 号

日程第 19. 議案第 34 号

日程第 20. 議案第 35 号

○議長（永友 良和） 日程第 13、議案第 28 号平成 28 年度高鍋町国民健康保険特別会計予算から日程第 20、議案第 35 号平成 28 年度高鍋町水道事業会計予算まで、以上 8 件を一括議題といたします。

本 8 件は特別会計等予算審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、緒方直樹議員。

○特別会計予算及び条例審査特別委員長（緒方 直樹君） 平成 28 年度第 1 回高鍋町議会定例会において、特別会計等予算審査特別委員会に付託されました議案は議案第 28 号、29 号、30 号、31 号、32 号、33 号、34 号、35 号の以上 8 件であります。特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日程は 3 月 9 日、10 日、11 日の 3 日間、審査は第 3 会議室にて行い、議長と欠席者 1 名を除く 14 名の委員出席のもとに執行当局に關係課長、各担当職員の出席を求め、本案に対する詳細説明を求め、慎重審議を行いました。

初めに、議案第 28 号平成 28 年度高鍋町国民健康保険特別会計予算についてであります。

平成 28 年度制度改正の主な内容は、診療報酬改定、入院時食事療養費個人負担引き上げ、保険税賦課限度額の見直し等の詳細説明を受けております。

委員より、2 割、5 割軽減者の拡大内容はとの質疑に、2 割軽減者は 47 万円から 48 万円、5 割軽減者は 26 万円から 26 万 5,000 円にそれぞれ変更になるとの答弁でありました。

次に、委員より、収納率はとの質疑に、3 月 9 日現在で 90.99%であり昨年と比べ 0.18%の増となっている。ただし、過年度分については昨年と比べ 0.94%の減であるとの答弁でありました。

また、委員より、特定健診受診を促進するために、受診の案内文書を行政事務連絡員にお願いする考えはないのかとの質疑に、行政事務連絡会に対し昨年 12 月に文書を配付している。また、4 月にも同様に配付する予定であるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第 29 号平成 28 年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

主な内容は、平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率については被保険者数の伸び率、医療給付費等実績から積算、また余剰金の取り崩しにより、所得割率及び均等割額を据え置くことなどの詳細説明を受けております。

委員より、骨折や関節疾患の対策や指導はどのようなことを行っているのかとの質疑に、アルブミン検査で栄養状態を検査している。また、各地区でいきいき体操などを行うなどの対策を講じているとの答弁でありました。

また、委員より、歯科検診について口腔機能の大切さをもっと周知させるべきとの要望がありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計予算についてであります。

詳細説明を受け、委員より、工事請負費は足りるのかとの質疑に、27年度は予想に反し多かったが、例年の件数を考慮し判断しているとの答弁。

次に、委員より、水質検査器具80万円の根拠はどの質疑に、今回は耐用年数が過ぎている検査器具分を計上している。今後も耐用年数が過ぎたものを順次かえていく予定であるとの答弁。

また、交換すべき器具等のリストはあるのかとの質疑に、28年度分のリストは準備している。29年度以降についてもリストは作成してあるが、金額までは精査していないとの答弁でありました。

また、委員より、水洗化についてつなぎ込みができていない理由は調査しているのかとの質疑に、年齢が高齢化しているためつなぎ込みをちゅうちょしていること、また建てかえ時につなぎ込むことを考えているためなどの理由が挙げられているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算についてであります。

歳入の主なものは、木城町、新富町からの負担金と、介護保険特別会計からの繰り入れなどの詳細説明を受けております。

委員より、1年間の審査会の回数はどの質疑に、年97回審査会があり、1回の件数は最大30件審査することができるが、平均して20から25件程度の審査を行っているとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平成28年度高鍋町介護保険特別会計予算についてであります。

詳細説明では、平成28年度は第6期介護保険事業計画の2年度目となり、平成27年度11月サービス提供分までの給付実績及び介護保険事業計画に基づき予算編成しているとの説明を受けております。

委員より、日常生活圏域ニーズ調査はどのような調査内容かとの質疑に、国が示す基準をもとに、町独自の調査内容を加えたものを作成するとのことであり、その基準は本年秋ごろに示される予定であるとの答弁でありました。

また、委員より、認知症と判断された方への対応、特に地域での見守りや連絡体制はど

うしていくのかとの質疑に、認知症等による徘徊が心配される方を事前に町に登録するネットワークづくりを構築する予定であるが、近隣の方々に知らせるのは御家族の判断である。近隣への情報提供については、登録の際に確認していくとの答弁でありました。

また、介護予防住宅改修費について一人当たりの限度額はとの質疑に、一人当たり20万円が上限である、ただし介護度が2段階以上上がった場合に限り上限がリセットされ、再度上限が20万円となるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号平成28年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてであります。

この特別会計は、一ツ瀬川土地改良事業で導入された畑地灌漑用水を他の農地にも雑用水として使用することを目的に、1市3町分の会計として、平成21年度から事業を開始しております。

詳細説明後、委員より、使用料が昨年と比べ200万円減となっているが、今後も減額となる可能性はあるのかとの質疑に、新規利用者の増がないことから、今後も減額となる可能性は十分にあるとの答弁でありました。

また委員より、歳入より歳出が上回る場合、使用料の値上げの考えはあるのかとの質疑に、まずは歳出状況を見て節約していくつもりであるが、今後も使用料の減収が続く場合は、値上げを検討する時期が来る可能性があるとの答弁でありました。

以上、質疑を打ち切り討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号平成28年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてであります。

詳細説明では、委員会に係る通常の運営経費及び2件の事案発生を想定し、予算調整しているとの説明を受けております。

委員より、固定資産評価審査委員会の研修内容はとの質疑に、固定資産評価審査制度の内容や実例をもとに研修しているとの答弁でありました。なお、本年度の研修先は熊本市で実施されるとのことです。

以上、質疑を打ち切り討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第35号平成28年度高鍋町水道事業会計予算についてであります。

詳細説明後、委員より、消火栓は町全体に網羅設置されているのかとの質疑に、町全域に設置しているとの答弁。

また、委員より、浄水場基本計画及びアセットマネジメント作成は具体的なことはどうするのかとの質疑に、耐用年数を年次的に見るため台帳を作成し、長期計画を立てるため作成するとの答弁でありました。

次に、関係機関の道路改良に伴う水道管の布設について打ち合わせはできているのかとの質疑に、国県建設管理課に工事予定を確認し協議を行っている。県道については木城高鍋線の工事が行われる予定で、青木地区の布設がえを予定しているとの答弁でありました。



以上、質疑を打ち切り討論なし、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、特別委員会に付託された議案について御報告いたします。

○議長（永友 良和） 以上で、特別委員長報告を終わります。

質疑については、全議員構成の特別委員会でありますので省略いたします。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第28号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第28号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

国は、みずからの皆保険を守る立場を共助で補うことをこの40年間進めてきました。その結果、高どまりの国保税でどの自治体もあえいでいます。高鍋町は基金残高が少なくなり運営に支障を来すと危機感をあおりながら基金残高をふやしてきました。私は、せめて繰越金については全額当初で投入し、国保税を上げない、下げる工夫を常に提案しています。方向性は、随分と努力されている様子は見えていますが、健康づくりに関心を持ち、早期発見、早期治療に心がけておられる保険者から見ると、なぜ保険税がこのようにも高いのだろうかとの疑問があり、私にも訴えが多数寄せられます。現状をお話しし、納得していただけるまで説明はしていますが、届かない方もおられます。条例では、確かに4億7,000万円くらいの基金積み立てはできるようになっていますが、県内で同じような運営をしている自治体の中では、非常に高い基金残高です。年金が減らされ収入が減り、消費税が増額となれば、生活に支障を来すことも予測されます。6,000万円あれば1万円減税をすることができます。まだ時間はありますので、考慮をしていただくことを要望して、討論といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第28号平成28年度高鍋町国民健康保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第29号平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

温泉無料券については、今年度から無料保養券利用者介助者1名に限りですが、300円減額となるように規則を改正されたとのこと。口腔機能を高め、そしゃく、嚥下機能維持を図りながら、健康寿命延伸を目指すことの説明がありました。そのため広域連合への働きかけを初め、歯科医師会との契約もなされたようです。8020運動、いわゆる80歳で20本の自分の歯を残すことで、元気に老後を暮らせる生活環境を確保することが大切ですが、そのことが実行されると考えます。とにかく、議会で要望したことが実現し、利用され、目的に即した実現可能な政策を提案されましたので賛成といたします。

○議長（永友 良和） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） これで討論を終わります。

これから議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第29号平成28年度高鍋町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計予算について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第30号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第30号平成28年度高鍋町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第31号平成28年度高鍋町介護認定審査会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成28年度高鍋町介護保険特別会計予算について、これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。12番、中村末子議員。

○12番（中村 末子君） 議案第32号平成28年度高鍋町介護保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

高齢化率は上昇し、少子化はますます進んでいきます。介護保険などは国の政策によりしぼりを受け、高鍋町独自の計画は大変難しいと考えますが、包括支援センターのあり方が今、問われているような気がします。ある地域では、高鍋町ではありませんけれど、ごみ屋敷となっているところにお年寄りが住んでいるが、一緒に暮らしている子どもが買ってきた食事などのごみを放置しているためごみ屋敷となっている。近所の方は、心配しているが断られるため手が出せずにいたが、ある寒い日に気になり、のぞくと外で倒れているので役場へ電話したら、担当者が来て施設入所の手続きを行い、そのときはどうにか無事に過ごしたことがあるそうです。高鍋町ではこのような事態はないと思いますが、常にアンテナを張り、孤独死を含むいろんな事態に対処できるのは包括支援センターですし、介護予防の手すり設置などは、介護保険上要支援などの認定を受けなければなりません。介護予防というのはあくまで元気なうちに予防することです。国との連携を図りながら、改正も含め早期に対応でき、元気で長生きできるように図っていただくことを希望して反対といたします。

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立多数であります。したがって、議案第32号平成28年度高鍋町介護保険特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号平成28年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算についてこれから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第33号平成28年度高鍋町一ツ瀬川雑用水管理事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号平成28年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算についてこれから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第34号平成28年度西都児湯固定資産評価審査委員会特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成28年度高鍋町水道事業会計予算についてこれから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、議案第35号平成28年度高鍋町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第21、発議第1号

○議長（永友 良和） 日程第21、発議第1号「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。15番、春成勇議員。

○15番（春成 勇君） 発議第1号「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。提出者高鍋町議会議員春成勇、賛成者岩村道章、山本隆俊、後藤正弘、八代輝幸議員です。

「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議。

オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会は、スポーツを通して世界の人々が相互理解と友好親善を深め、国際平和の実現に大きく寄与する世界最大規模のスポーツの祭典であり、我が国は来る2020年東京大会の成功を目指し、大きく動き始めている。

こうした中、本大会にサーフィンが追加種目として選定されることが濃厚となり、国内有数のサーフスポットとして高い評価を受けているお倉ヶ浜において大会招致の機運が高まっている。昨年12月には、「2020年東京オリンピックサーフィン競技をみやざき日向へ招致する会」が結成され、宮崎県北広域サーフィン協会、東京オリンピックサーフィン競技大会招致実行委員会や関係機関が一体となった運動が活発化し、1月29日に開催された「東京オリンピック2020サーフィン競技をみやざき日向へ。決起大会 in 日向」では約1,100人が一堂に会し、招致の意気込みを全国に強く表明したところである。

オリンピック競技の招致実現は、子どもたちをはじめ多くの地域住民に夢や希望、感動を与えることはもとより、今大会において初めて東京以外の地で実施される競技会場となり、にぎわいの創出や大きな経済効果をもたらすことになる。また、全国の自治体が努力しているまち・ひと・しごと創生を実現していく上で、みやざき県北をアピールする絶好の機会とも成り得る。

よって、本町議会は、県北の発展に大きく寄与するオリンピックサーフィン競技大会のお倉ヶ浜開催実現のため、関係機関等と連携し、サーフィン競技の追加種目決定と、大会招致を強く求める。

以上、決議する。

平成28年3月18日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。

○議長（永友 良和） 以上で説明が終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永友 良和） 起立全員であります。したがって、発案第1号「2020年東京オリンピック」サーフィン競技大会招致に関する決議は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第22. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第22、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第23. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（永友 良和） 次に、日程第23、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

---

#### 日程第24. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（永友 良和） 次に、日程第24、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永友 良和） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

---

○議長（永友 良和） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成28年第1回高鍋町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 1 時30分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員